

別記第2号様式（結果の公表）

『第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（原案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画を策定いたします。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【策定した政策の名称】

第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画

【政策等の案を公表した日】

令和8年1月6日（火）

【意見募集期間】

令和8年1月6日（火）から令和8年2月4日（水）まで

【意見の提出状況】

- 1 意見提出者4名・団体（個人3名・団体1団体）
- 2 延べ意見数6件
- 3 意見提出方法
窓口への提出0件、郵便0件、ファクシミリ0件、電子メール6件

【提出された意見と市の考え方】

別紙のとおり。
なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。

【実施担当課／問い合わせ先】

鴨川市市民福祉部福祉課地域ささえあい係 電話番号 04-7093-7112
鴨川市市民福祉部健康推進課保健予防係 電話番号 04-7093-7111

【お知らせ】

このたび策定した「第4期鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画」及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

ふれあいセンター内 鴨川市役所市民福祉部福祉課及び健康推進課
鴨川市役所1階 市政情報コーナー

鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（第4期）（案）に係るパブリックコメント実施結果

鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（第4期）（案）を公表し、それに対する市民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施したところ、以下のとおり貴重なご意見を頂きました。寄せられたご意見の内容と、それに対する市の考え方等をお示しします。

【パブリックコメント手続実施結果】

- 1 案件名 鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（第4期）（案）
- 2 募集期間 令和8年1月6日（火）から令和8年2月4日（水）まで
- 3 募集方法 市ホームページ、市政情報コーナー、総合保健福祉会館等において「鴨川市健康福祉推進計画・地域福祉活動計画（第4期）（案）」を公表し、意見を募集しました。
- 4 意見の提出件数 6件（意見提出者 4人）

5 意見の概要と市の考え方

項目(計画書の頁)	意見の内容	市の考え方
第1部 第1章 第4節健康福祉 に関する国・県の 動向 (P.5～9)	<p>・全ての施策 記載されている施策の啓発・啓蒙・実施（実際に体験したり） できる拠点を明確にする・市民が自然に集まれる場所（市民会館） を作ることを提案します。</p> <p>情報の共有、地域コミュニケーション、教育、文化交流の場としても。</p> <p>また、その拠点が災害時に利用できる施設となったり地域福祉の拠点になったりすると良いと思います。</p>	<p>施策の啓発や体験、情報共有、交流等が行える拠点の明確化は、 地域福祉を推進する上で重要な視点であると認識しております。</p> <p>本市では、既存の公共施設等を活用しながら、市民の皆さまが 集い、相談や交流ができる場の充実や、役割の周知に努めてまい ります。また、災害時における福祉的支援の拠点としての活用につ いても、関係機関と連携し検討してまいります。</p> <p>なお、新たな施設整備については、財政状況を踏まえ慎重な検 討が必要であることから、ご意見の趣旨を今後の施策検討の参考</p>

	<p>鴨川市民のみなさんが、それならココだよ！とわかるように何ができる場所なのかきちんと周知することも重要だと思います。</p> <p>財政厳しい状況なのはわかっていますが、思い切って予算を投入してほしいです。</p>	とさせていただきます。
<p>第1部 第1章 第4節健康福祉に関する国・県の動向 2. 地域福祉に関する動向 (1) 国の動向 (P.7~8)</p>	<p>ひきこもり支援について</p> <p>ひきこもり状態にある方の多くは、社会にでることそのものに強い不安や恐怖を抱いています。いきなり就労や集団生活を求めるのではなく、少しずつ心が外に向く安全な入口を地域で用意することが重要だと思います。</p> <p>鴨川の一番の良さは自然に囲まれた環境であり、その環境はひきこもり支援にも応用できるはずです。例えば、決まった成果を求めない自然体験プログラム、少人数、個別で参加できる屋外活動。漁業、林業、農業など地域の仕事を「見学」「そばで感じる」段階から関われる仕組み。</p> <p>鴨川の自然は、人を評価せず、急がせず、そのまま受け入れてくれます。その環境を支援の場とすることは、当事者の自信を取り戻す大きな力になると私は思います。</p>	<p>ひきこもり状態にある方への支援においては、ご本人の不安や恐怖に配慮し、無理のない段階的な関わりを重ねていくことが重要であると認識しております。</p> <p>本市の恵まれた自然環境を生かし、ご本人のペースに寄り添う伴走型支援の考え方に基づいた体験型・交流型の取組は、安心して社会とのつながりを感じるための有効な手法の一つであると考えております。今後は、関係機関や地域の担い手と連携しながら、多様な関わり方を含めた支援のあり方について検討してまいります。</p> <p>本市においてのひきこもり支援につきましては、鴨川市福祉総合相談センター及び福祉課障害福祉係にて行っておりますが、引き続き、ご本人の状況や思いを尊重したひきこもり支援の充実に努めてまいります。</p>
<p>第1部 第2章 第1節健康福祉の現状 2. 世帯の状況 (3) 高齢者世帯 (P.15)</p>	<p>平成22年から令和2年にかけて、高齢夫婦世帯(ともに65歳以上の夫婦のみからなる世帯)高齢単身世帯ともに増加傾向にあります。とあり令和2年の時点で高齢単身世帯が2,385世帯とあります。</p> <p>昨年、独身でアパート住まいの叔父が突然亡くなり葬儀や死後の手続き、アパートの片付けなどいろいろと大変でした。もしも、</p>	<p>本市においても、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加を踏まえ、身寄りのない方や、身内が遠方・疎遠な方への支援の在り方は重要な課題であると認識しております。</p> <p>死亡後の手続きや住居の整理などに不安を抱える方も少なくないことから、終活に関する相談や支援の充実は、高齢者が安心して暮らし続けるために必要な取組の一つであると考えておりま</p>

	<p>身内がない、身内がいても遠方だったり疎遠な方はどうするんだろうと思いました。</p> <p>神奈川県横須賀市は終活制度があるようです。鴨川市でも取り組みが必要だと思います。</p>	<p>す。</p> <p>今後は、先進自治体の事例も参考にしながら、関係機関と連携し、終活支援を含めた高齢者支援のあり方について検討してまいります。</p>
<p>第2部 第2章 施策の方向5 休養・こころの健康づくり（自殺対策計画）（P.96）</p>	<p>千葉県平均や、全国平均よりも鴨川市の自殺者数が多いことに驚きました。</p>	<p>今後も、関係機関と連携を強化し、自殺予防に努めて参ります。</p>
<p>第2部 第2章 施策の方向6 喫煙・飲酒対策の充実 （P.103～106）</p>	<p>1. 喫煙者を減らしていくために、禁煙支援にもご尽力されているかと思いますが</p> <p>（1）貴市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み（既にされているかもしれませんが）、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携されてはどうか？（市・県レベルで既にされているかもしれませんが）</p> <p>（2）禁煙治療費の2/3～3/4の助成制度を設けてはどうか？（県と連携して）</p> <p>福島県南相馬市では3/4までの助成を行っています</p> <p>2. タバコ病とされる COPD にも取り組んでおいでのようで、11月第三週水曜が世界 COPD デーなので、啓発周知スケジュールに入れてはどうか。</p>	<p>たばこの健康に及ぼす悪影響について、正しい知識を普及啓発するとともに、特に、妊婦、未成年者に対しての喫煙防止や禁煙希望者に対する支援に引き続き取り組みます。</p> <p>世界禁煙デーや禁煙週間等の機会を活用し、受動喫煙防止の周知啓発に引き続き努めます。</p>

	<p>3. 世界禁煙デーの催しもされているかとは思いますが、より実効性とアピールを高めるためにも、催しの一環としてイエローグリーンライトアップに、(可能であれば) 貴市も参加連携いただいております。どうか？ (貴県では千葉市が参加されています)</p> <p>※喫煙率を下げていくために、とりわけ国の健康日本 21 (第三次) での 2032~35 年度までに「望まない受動喫煙のない社会の実現」目標を見据え、私どもも以下の情報提供を進めているところです。ご理解ご協力、また県および全国的な連携をよろしく願いいたします。</p>	
	<p>4. 未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロ目標と同じく、子どもたちの受動喫煙ゼロ (0) を重点目標に据え、子どもたちへの危害防止を絶対的に優先的に強く進めていただきたいです (いじめ・虐待でもあり、救済されるべきです)。</p> <p>※106 ページで、妊婦の同居者の喫煙率 2024 年度現状値 34.0% →2030 年度目標値 30.0% と記載されていますが、2032~35 年度までにはゼロ (0%) と、下記の健康日本 21 (第三次) に沿い、子どもたちと妊婦の受動喫煙無しの目標値：ゼロ (0%) への速やかな目標実現をお願いします。</p> <p>・国の健康日本 21 (第三次) で 2032~35 年度には「望まない受動喫煙のない社会の実現」が掲げられています。</p> <p>なので受動喫煙の害を受けている者の割合は、家庭内はもちろん、職場、飲食店等を含め、2032~35 年度までには、ゼロ (0%) 目</p>	<p>受動喫煙の防止対策のため、関係機関と連携し、妊婦、未成年者やその家族に対する禁煙の啓発に努めます。</p>

	<p>標の記載をお願いします。</p> <p>5. 上記4項とともに、「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須かと思います。貴市、また県レベルでも、上記および以下も参考に施策と実効化推進に沿って是非によろしくをお願いします。</p> <p>※4項の「子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標」と5項については、学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、市民課（生活保護所帯など）の関与などが可能で、既にされているでしょうが、保護者への働きかけや医師会関連で、小児科医、医療機関などの協力など、引き続き、よろしくをお願いします。</p> <p>6. 認知症について、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の発症予防・重症化予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきているので、70ページの「施策の方向2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などででも触れていただければどうでしょうか。</p>	
<p>第3部 第2章 施策の方向4 災害時の非常事態に備える体制づくり</p>	<p>現状値(令和6年度)で、避難行動要支援者名簿の記載者数4,898人に対し、個別避難計画の作成者数56人、目標値(令和12年度)避難行動要支援者名簿の記載者数4,900人に対し、個別避難計画の作成者数400人は少な過ぎると思います。</p> <p>100パーセントは難しいと思いますが、せめて50パーセントく</p>	<p>本市では、災害時に自力で避難が困難な方の安全確保のため、避難行動要支援者名簿を作成しており、市内には約4,900人の方が登録されています。</p> <p>個別避難計画の作成につきましては、まず特に危険性の高い土砂災害警戒区域にお住まいの約900人を対象に、本人やご家族の</p>

<p>(P.157～163)</p>	<p>らいまで、個別避難計画の作成をしてもらいたいです。</p> <p>その為には、今のやり方でいいのか？担当の福祉課だけで考えるのではなく、市役所各課、関係団体、福祉事業者の知識や手を貸してもらい取り組み、将来の災害に備えて欲しいと思います。</p>	<p>同意が得られた約 400 人から順次作成を進めています。民生委員や福祉専門職の協力を得ながら、安心して避難できる体制づくりに取り組んでおります。</p> <p>市としては、引き続き個別避難計画の作成に努めるとともに、対象範囲の拡大も検討してまいります。</p>
--------------------	--	---